

第1巡目の認証評価を終えて

清永 敬文・石井 邦尚・青戸 理成・今泉 亜希子・島岡 清美

- I はじめに
- II 3つの認証評価機関による認証評価結果のまとめ
 - 1 財団
 - 2 機構及び基準協会
- III 認証評価に対する法科大学院の対応
 - 1 良い対応～改善への結びつき
 - 2 悪い対応～形式的かつ過剰な反応
- IV 認証評価の課題
- V 各基準の分析・検討
 - 1 第1分野 運営と自己改革
 - 2 第2分野 入学者選抜
 - 3 第3分野 教育体制
 - 4 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み
 - 5 第5分野 カリキュラム
 - 6 第6分野 授業
 - 7 第7分野
 - 8 第8分野 学習環境
 - 9 第9分野 成績評価・修了認定
- VI おわりに

I はじめに

法科大学院は、学校教育法109条3項、同法施行令40条に基づいて、5年に1回認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）を受けなければならない。

日弁連法務研究財団（以下「財団」という。）は、2006年度下期に2校、2007年度上期に4校、同年度下期から2008年度下期まで各期7校ずつ、2009年度上期に1校、計28校の認証評価を終えた。

また、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、2007年度に9校、2008年度に16校、計25校の

認証評価を終え、財団法人大学基準協会（以下「基準協会」という。）は、2007年度に2校、2008年度に14校、計16校の認証評価を終えた。なお、2009年度は、機構が3校、基準協会が2校の認証評価を行っているが、本稿脱稿の時点では、これら認証評価がまさに行われている最中であり、結果は公表されていないが、これが終了した時点で、74校すべてが、第1巡目の認証評価を受け終わることになる。

以下、現時点における認証評価のまとめや法科大学院の対応、認証評価の課題等について述べていきたい。なお、文中の意見にわたる部分は筆者らの私見であることをあらかじめお断りしておく。

II 3つの認証評価機関による認証評価結果のまとめ

1 財団

財団は、前述のとおり、合計28校の認証評価を行ったが、そのうち、適合校は21校、不適合校は7校であった。また、適合校のうち7校には、再評価要請を付した。

不適合や再評価の理由のうち、複数の法科大学院に共通して見られたのは、①カリキュラムが法律基本科目に偏っている、②年間履修登録単位数が許容範囲を超過している、③成績評価が厳格になされていない、④必要な専任教員数が不足しているなどであった。

まず、①と②については、教員と学生が、法律基本科目を手厚く教えたい・教わりたい

という意識を持っているところに原因があると考えられる。

確かに、法律基本科目が基本的知識として重要であることは間違いない。

しかし、法律基本科目の修得のためには、単に授業時間を増やせばよいというものではない。むしろ、単に授業時間を増やすだけでは、結局学生が受け身のまま教員・授業に頼ってしまい、自学自修の芽を摘んでしまうことになる。重要なのは、授業時間の増加ではなく、学生の自学自修と、それを支えるための授業内容や方法の工夫・充実である。

次に、③については、従来の法学部教育において見られた、成績評価をそれほど厳格に行わない傾向と、個々の顔が見える眼前の学生に不合格（場合により留年）を言い渡すことへのためらいとが背景事情として存在していると思われる。

しかし、法科大学院を修了した者には司法試験受験資格が与えられ、それに合格した者が法曹資格を得て実務に就くわけであるから、成績評価を厳格に行わず、その結果として資質・能力の不十分な学生を修了させることは、法的サービスを受ける市民全体に不利益を被らせることになる。

法科大学院制度に対する市民の信頼を得るためにも、法科大学院は、成績評価を厳格に実施しなければならない。

最後に、④については、一部科目において教員が払底しているのではないかと懸念されるところである。その対策については、法科大学院の数の問題とも絡み、なかなか難しいが、万一必要教員が欠けるに至ったとしても、その法科大学院において、様々な工夫・努力をして、学生への影響を極力なくす必要がある。

2 機構及び基準協会

機構は、前述のとおり、本稿脱稿時点で合計25校の認証評価を行ったが、そのうち、

適合校は19校、不適合校は6校であった。

また、基準協会は、前述のとおり、合計16校の認証評価を行ったが、そのうち、適合校は7校、不適合校は9校であり、適合校7校のうち4校には、改善報告要請が付された。

これら評価の具体的詳細についてはさらに検討していく必要があるが、機構及び基準協会の認証評価の中で、不適合とされた理由の主なところを挙げると、カリキュラムが法律基本科目に偏っている、成績評価が厳格に行われていない、未修者選抜において法学の知識を考慮している、教員が不足しているなどであり、財団における認証評価において見られる傾向とほぼ一致している。

III 認証評価に対する法科大学院の対応

1 良い対応 ～ 改善への結びつき

法科大学院は、認証評価を受けるに当たり、自己点検・評価報告書を作成する。その過程で、自己を見つめ直し、また他校の例も参考にしつつ、改善すべき点を発見し、その改善に努めようとする。

また、現地調査における評価機関の評価員との意見交換や、評価報告書の原案提示・求意見等を通じ、評価機関と法科大学院とが十分に対話することによって、自己点検だけでは気づくことのできなかつた要改善点を法科大学院が認識し、さらに改善が進む。この法科大学院との対話の重視は、財団の掲げる認証評価の特徴の一つであり、特に、評価員と法科大学院との意見交換は、いわば大学間のFD活動であるとも評価することができよう。

このように、認証評価は、単なる善し悪しの評価ではなく、法科大学院における法曹養成教育の改善につながるという意義を有している。

2 悪い対応 ～ 形式的かつ過剰な反応

法科大学院においては、各授業をしっかりと

受け、予習復習を十分に行うことによって司法試験に合格するのが本来あるべき姿なのであるから、授業が司法試験と結びつくこと自体は悪いことではない。

例えば、表面的な受験技術に重点を置いて学生を指導するような授業は、法科大学院の理念にかんがみ許されないが、学生に一定の課題を与えて答案等の文書を書かせ、それに基づいて助言・指導することは、問題を発見・分析・解決する能力や文書作成能力といった法曹に必要な能力を向上させるのに有用な方法の一つである（ただし、このような指導方法にのみ偏るとかえって有害となり得ることには留意が必要である。）。

それにもかかわらず、法科大学院の中には、「答案を書かせていると認証評価で不適格となる」と、形式的かつ過剰に反応する例もあるようであり、不必要に萎縮して答案の指導を廃止したり、「課外ならよい」とか、「認証評価の最中は隠せ」といった形でかえって問題を大きくするおそれのある対応をとっている場合が見受けられる。

法曹養成教育のために何が必要なのかという基本に、今一度立ち返って検討されることが望まれる。

IV 認証評価の課題

財団は、これまでの認証評価の結果等を踏まえ、2009年度から評価基準の改定作業を行っている。

各基準の分析・検討については後述するが、改定に当たっては、認証評価に対する指摘・批判についても虚心坦懐に耳を傾けていかなければならない。

現在、認証評価に対しては、形式的すぎるとか、三つの機関によって評価にバラツキがあるといった指摘がなされている。

前者の、形式的な認証評価にとどまっただけではないという指摘は正鵠を射ており、財団

は、実質にまで踏み込んだ評価を一貫して心がけてきているが、他機関も形式的判断だけで良しとしているわけではないと思われ、引き続き、実質を重視した認証評価が可能な評価機関であり続けるよう不断の努力をしていくことが必要である。

また、後者については、確かに三つの機関は法令の範囲内で独自の評価基準をもって評価しており、表面的にはバラツキがあるように見えるかもしれない。

しかし、三つの機関の連絡会議において数回にわたって情報交換した限りでは、同じケースに接すれば、どの評価機関も似たような思考を経てほぼ同様の結論に至るように感じられた。

また、もともと複数の評価機関が文部科学大臣によって認証された趣旨・経緯にかんがみれば、各機関の一定の個性・独自性は許容されるべきである。前述の「法科大学院との対話重視」や「実質重視」も財団の掲げる認証評価の特徴の一つであるが、ほかにも、例えば、多数の研究者及び有識者に加え、多くの法曹実務家のご協力をいただいて認証評価を行っており、法曹実務家の関与の度合いは他の二つの認証評価機関より高い。そのため、財団ならではの評価視点、問題意識等を提供することができたと自負している。

もちろん、真に許容されない「バラツキ」が存在するとすれば、それは解消されなければならないので、今後は、そのような「バラツキ」の有無について検証し、これをなくす努力をしていきたい。

V 各基準の分析・検討

1 第1分野 運営と自己改革

(1) 第1分野に関する評価の状況

第1分野は、法科大学院の運営と自己改革の体制、機能度を評価する分野である。

これまでの認証評価において、2校（京都

産業大学、姫路獨協大学)が不適合となっている基準を含む分野である。2校とも、第1分野のうち自己改革に関する基準(1-2-1)でD評価(基準を満たしていない。以下同じ。)となったため、全体として不適格となっている。第1分野は、法科大学院の教育内容や教育方法ではなく各法科大学院の理念や体制を評価する分野であり、比較的不適合となりにくい分野であるが、自己改革に関しては、自己改革の体制ができていのかどうか、改善に結びついていのかどうかの評価されており、自己改革の前提となる自己評価ができていない場合、または大きな問題があるにもかかわらず対処をしていない場合に不適合と評価されている。

(2) 個別項目に顕れた評価上の課題

【1-1-1 法曹像の周知】

本評価基準では、養成しようとする法曹像が明確か、関係者等に周知されているかを評価する。法曹像の明確性については、実際に認証評価を実施していく中で、養成しようとする法曹像をどこまで具体的に設定すれば明確と言えるかが問題となった。多くの法科大学院では、大学の沿革から導き出そうと試みていたが、そのことが逆に明確性を損なう結果となっている面も見受けられた。

評価基準の改定作業において大きな変更は予定されていないが、関係者等への周知に関して、周知方法も様々で、本当に周知されているのか確認できない部分も少なからず見受けられたことから、今後、評価手法等の検討を行う中で、周知の状況が具体的に確認できるようにしていくことが課題であろう。

【1-2-1 自己改革】

本評価基準では、自己改革を目的とした組織・体制の整備、機能の評価する。

京都産業大学のケースでは、適切な記録作成が行われていないこと、記録に基づく当該法科大学院内部の情報共有、自己改革についての組織的取り組みやフィードバックが不十

分であったことなどがD評価の根拠となった。

姫路獨協大学のケースでは、受験者数が入学定員を大幅に下回る状態が継続し、在籍学生数も収容定員を大幅に下回っている状況や、法曹養成のプロセスの一つの重要な関門である司法試験について、法科大学院として社会から期待されている使命を果たしているのか、その存立意義を問われる状況にありながら、原因の分析究明やこれに対応する抜本的な改革がなされていないことなどがD評価の根拠として挙げられている。

これらの事例は、自己改革を目的とした組織・体制が不十分であった点や、重大な問題がありながら対処していなかった点を問題としたものであるが、各法科大学院の自己点検・評価報告書においては、自己改革を目的とした組織について必ずしも正確な理解がなされておらず、FD活動について述べているものも少なからず見受けられた。財団としては、FD活動も本評価基準の自己改革を目的とした組織・体制に含まれると整理した上で、FD活動を「自己改革を目的とした組織・体制」の一部として評価してきたが、今後、評価基準の改定において、FD活動は第4分野での評価に任せ、1-2-1では評価の対象から外すことが検討されている。

また、本稿脱稿時には「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(以下「細目省令」という。)第4条で定められた評価項目の改正が予定されており、改正によって「法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む。)」が新たに評価項目に追加される予定であるため、自己改革に係る本評価基準に取り込むことも検討されている。

【1-3-1 情報公開】

本評価基準は、情報公開について評価する基準であるが、認証評価を行ってきた中で、「教育活動等に関する情報」がどこまで公開されればいいのか、必ずしも明確でなかった

面がある。今後、評価基準の改定において、どこまで公開されていれば「適切に公開」されていると言えるのかについて、公開すべき情報をより具体的に解説に盛り込むことが検討されている。また、「学内外からの評価や改善提案への対応」については、その性格から見て、自己改革に位置づけられると考えられることから、今後の評価基準の改定において、自己改革の一環として評価することが検討されている。

【1-4-1 管理運営(1)〈法科大学院の自主性・独立性〉】

本評価基準では、法科大学院の運営に自主性・独立性があるかどうかを評価する。ほとんどの法科大学院において、予算に関連する事項以外は、自主性・独立性が認められていた。本評価基準は、「法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること」と定められているが、「教育活動に関する重要事項」の範囲に予算に関連する事項が含まれるのか、必ずしも明確ではなかった。今後の評価基準の改定においては、予算に関連する事項を除外することを明示し、評価の対象となる範囲について、今後、これまでの評価結果を踏まえて、明確にしていくことが課題であろう。

【1-4-2 管理運営(2)〈学生への約束の履行〉】

本評価基準では、学生への約束の履行がきちんとされているかどうかを評価する。1巡目の認証評価では、カリキュラムや奨学金など、学生が入学時に説明を受け、約束された事項について、途中で変更される例がしばしば見られ、当該事項が約束された事項であるという認識も乏しいことが散見されたことから、今後の評価において、本評価基準の内容を正確に理解してもらうことが必要である。

【1-5-1 特徴の追求】

本評価基準では、特徴を追求する取り組み

が適切になされているかどうかを評価の対象としているが、一般社会から見て特徴的であると思われる点が、自己点検・評価報告書では当該法科大学院の特徴として挙げられてこないということもあった。財団の作成している評価基準の解説では、「特徴」を、「養成する法曹についての特徴のみならず、教育研究活動における特徴も含む。」としているために、養成する法曹についての特徴が主として挙げられることになったのではないかと推測される。今後の評価基準の改定においては、「特徴」の定義の表現を修正することが検討されている。

2 第2分野 入学者選抜

(1) 第2分野に関する評価の状況

第2分野は、法科大学院の入学試験に関わる取り組みを評価する分野である。2-1-1で入学者選抜基準・手続の規定とその公開状況の評価し(多段階評価)、2-1-2で入学者選抜の実施を評価する(合否判定)。2-2-1は既修者選抜基準等の規定・公開の評価(多段階評価)、2-2-2は既修者選抜の実施の評価である(合否判定)。さらに、2-3-1で入学者の多様性を評価する(合否判定)。

既に認証評価を実施した法科大学院のうち、1校(姫路獨協大学)が、2-1-1及び2-1-2について不適合となっている。

分野別評価では、28校中Aが1校、Bが21校、Cが5校、Dが1校となっている。

(2) 個別項目に顕れた評価上の課題

【2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開】

本評価基準では、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていることを評価する。

ここで問題となった例の代表的なものとしては、①どこまで基準を事前に明確にしておくことを求めるか、②未修者の入学者選抜に、

法律知識などを選抜判定資料，基準に組み込むことの妥当性，③募集要項の記載の適切性（誤解を与えるようなものとなっていないか），④入学志望者が少ない中で適切な学生を受け入れる基準の在り方，などがある。

①については，あまり画一的で詳細な基準を定めるべきではないという考え方などもあり，各法科大学院の工夫を阻害しないような運用が必要となる。

②は，法学未修者を原則とする法科大学院制度の趣旨からしても，財団としては問題があると考え，評価した。他の評価機関では，この点を問題視して不適合評価となった法科大学院もある（財団が評価を行った法科大学院では，同様のケースはなかった）。

③は，入学者選抜基準等の細部まで公開することは，かえってマイナスとなる場合があるという意見も合理的であり，財団でもそこまでは要求していない。しかし，募集要項の記載が，実際の入学者選抜と若干食い違っていたり，誤解を与えるような内容となっているケースも見られた。

④は，特に今後，大きな問題となり得るものであり，不適合となった法科大学院も，この点が問題視されたものである。2009年4月17日に公表された文科省・中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「中教審報告」という。）においても，同様の問題意識に基づく指摘がなされている。評価基準を作成した当初は，良い学生を入学させたいというのは，法科大学院が最も力を入れることという認識ないし意見もあり，本評価基準では入学者選抜の公平さ，公正さを中心に評価していけば足りるのであろうという考え方もあった。しかし，入学志望者の減少という状況の変化により，この問題がクローズアップされることとなった。

【2-1-2 入学者選抜の実施】

本評価基準では，入学者選抜が，入学者選

抜の基準及び手続に従って適切に実施されていることを評価する。現地調査の際には，守秘義務に厳格に配慮しながら，実際の入試資料を閲覧し，検討している。

1校が不適合となっているが，当該法科大学院は2-1-1もD評価となっている。

理屈の上では，基準・手続の適正さの問題と実施の問題とは明確に区別される。しかしながら，実際には，不適切な入学者選抜がなされたと考えられる事例がある場合に，それは実施が不適切というよりも，そもそもの基準自体が不適切・不明確なために，そのような結果となっていると評価されることもあり得る。基準・手続の適切さと，実施の適切さとは，現実の評価の場面では，截然と分けられない場合が少なくなく，今後，2-1-1と2-1-2との関係をどのように整理していくかが課題となっている。同様の問題は，既修者選抜（2-2-1及び2-2-2）や成績評価（9-1-1及び9-1-2），修了認定（9-2-1及び9-2-2）などにもある。

【2-2-1 既修者選抜基準等の規定・公開】

本評価基準では，適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され，適切に公開されていることを評価する。

ここで最も問題となったのは，認定される単位（免除科目）と試験科目との不一致，不整合である。科目は一応整合していても，例えば，憲法・民法・刑法など一部の科目のみ論文試験を課して，他の科目は択一式試験のみというケースもある。既修者選抜は，入学者選抜であるとともに，単位認定の問題でもあり，したがって，法科大学院に強く求められている厳格な成績評価の趣旨は，既修者選抜にも反映されるべきものである。このような観点からは，免除科目と試験科目とが一致していることは当然に要求されるべきものと

思われる。また、科目ごとに最低ラインを設けず、総合点のみで判断するという方法も、単位認定という観点からは大きな疑問が残る。例えば、入学後の成績評価で、一部の科目が合格点に達していなくとも、他の科目の成績が良ければ、本来不合格である科目にも単位を与えるという制度は不適切であろう（＝9－1－1で不適合となろう）。すなわち総合点のみで判断することは、このような成績評価制度と、実質的に異ならないように思えるのである。

【2-2-2 既修者選抜の実施】

本評価基準では、法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていることを評価する。

現地調査の際には、守秘義務に厳格に配慮しながら、実際の試験問題、答案も閲覧して評価している。

論文式試験の場合、採点基準は、ある程度は事前に定めていても、実際の試験答案を見て修正するということは、法科大学院の試験に限らず、一般的に行われていることで、必ずしも不適切とはいえない。しかし、これが安易に運用されれば、仮に事前に「合格点」を定めていても、採点基準を操作して合否ラインを恣意的に変更するといったおそれも否定できない。こうした問題にどのように対応するかは、悩ましい課題である。

なお、2-2-1と2-2-2の関係については、前述のとおり、2-1-1と2-1-2との関係と同様の問題がある。

【2-3-1 入学者の多様性の確保】

本評価基準では、「入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。」を評価する（合否判定）。

この評価基準は、多様な法曹を養成すると

いう法科大学院制度創設の理念に基づき設けられているものである。第1巡目の認証評価で、「3割」を満たしていない法科大学院はなかった（ただし、認証評価後に、2割未満となった例はある）。

現在、他学部出身者、実務等経験者の入学志望者が減少してきている。また、一部では、既修者を増やす傾向もあり、これは反面では、他学部出身者、実務等経験者の入学者枠が減ることを意味することになる。

本評価基準は、法科大学院制度創設の理念との関係で、今後、重要な意味を持つてくる可能性がある。

（3）最後に

法科大学院における入学者選抜は、小中高や大学学部などの入学者選抜とは、大きく異なる。専門職大学院である法科大学院においては、単に定員を満たす入学者を公平・公正に選抜しているというだけでは足りず、「法曹養成」という目的に合致した入学者選抜を行わなければならないという社会的使命を負っている。例えば、法曹となるにふさわしくない者や、自らの法科大学院の教育で法曹となる資質と能力を身につけさせることはできないと思われるような学生を受け入れるべきではない。また、単に司法試験に合格する可能性の高い者を集めるのではなく、「多様性」などにも配慮し、これからの法曹界を担うべき人材を受け入れることが求められるのである。

法科大学院を取り巻く厳しい現状があることは確かだが、それに安易に妥協することなく、法科大学院制度における入学者選抜の位置づけを踏まえた認証評価を行っていく必要があるだろう。

3 第3分野 教育体制

（1）第3分野に関する評価の状況

第3分野は、教育体制を評価する分野である。3-1-1で法科大学院全体での専任教員の人数割合を評価し（合否判定）、3-1-1

2で法律基本科目の各分野毎の必要人数を評価し(合否判定), 3-1-3では実務家教員の割合を評価する(合否判定)。3-1-4では専任教員における教授の比率を評価し(合否判定), 3-1-5は教員の年齢構成, 3-1-6は教員のジェンダー構成を評価する(いずれも多段階評価)。

3-2-1は担当授業時間数が適正であるかを評価し(多段階評価), 3-2-1は教員の教育活動に対する支援体制を(多段階評価), 3-2-2は研究活動に対する支援体制を評価している(多段階評価)。

これまでの認証評価において, 1校(鹿児島大学)が3-1-2で不適合となっているのみであるが, 既に一部の科目では, 専任教員の確保が困難となりつつあるともいわれており, また, 中教審報告において, 平成25年まで認められている教員のいわゆるダブルカウントの暫定措置を延長しない旨の提言がされたことなどを踏まえると, 教員及び教育体制の確保は, これまで以上に重要な問題となることが予想される。

(2) 個別項目に顕れた評価上の課題

【専任教員数】

3-1-1は, 一定以上の専任教員の割合を確保していることを評価する基準である。専任教員の教員適合性についての評価を行った上で, 単純な人数の問題として合否判定を行う。

本評価基準は, 3-1-2の評価対象である科目適合性の判断要素と密接に関連していることから, いずれの評価基準で評価の対象とされるべきか, 判断に迷う場面もあった。今後は評価基準の改定等において, 両基準の関係性を今一度整理する必要があると思われる。

同じく本評価基準及び3-1-2に共通する課題として, 個別教員の適合性について, より実質的に評価できるような評価方法の検討が考えられる。もっとも, 適合性の判断に

ついては, 判断基準及び判断手法をいかに明確化・透明化していくべきかという点も重要であり, 実質化と明確化という両方の側面からの検討が, 今後は必要となると思われる。

また, 専任教員は授業を負担するだけでなく, 法科大学院の組織運営の中心的役割を担うことから, 法学部とのダブルカウント教員で, 法科大学院教授会の出席が免除されている教員や, 教授会における議決権が一部制限されている教員(特任教員, 客員教員等)の専任教員適格性が問題となった事例があった。

この点, 法科大学院側の教員採用の工夫を阻害しないよう配慮しつつも, 専任教員として, 最低限どの程度組織運営に関与すべきかを明確化する必要があると思われる。

なお, 教員体制・教員組織に関しては, これまでは法科大学院全体として, 充足されているかという視点からの基準のみであったが, 教育の充実という観点からは, 科目毎の教員の構成を評価する視点も必要ではないかという指摘もなされており, 検討を要する課題となっている。

【専任教員の必要数】

3-1-2は, 法律基本科目の各分野毎に, 必要数の専任教員が置かれていることを評価する基準であり, 3-1-1と同様, 専任教員の科目適合性を判断した上で, 単純な人数の問題として合否判定を行う。

本評価基準においては, 前述のとおり3-1-1との関係性が問題となったほか, 現地調査時には専任教員の確保がされているものの, 調査以前には法律基本科目の専任教員の必要数を満たしていない状態が存在したという法科大学院が複数あり, これらをどのように評価するかという問題があった。

これまでの評価においては, ①不在期間の長さ, ②専任教員が不在となった理由(学校側に落ち度がないか), ③現在は専任教員が着任している, ないしは着任が確実であること, 及び, ④不在期間中の教育に対するフォロー

ができているかという観点から、ケース毎に判断をしており、今後、このような評価手法を明確化し、基準化していくことが一つの課題となると思われる。

本評価基準では1校が不適合となっているが、教員の採用は、各法科大学院の採用基準及び手続に委ねられており、専任教員の適合性（この点は教員適合性も科目適合性も同様である）に対する疑問は、そのまま当該法科大学院の採用基準及び採用手続に対する疑問として跳ね返ってくるものといえよう。

専任教員の採用基準の有無や採用手続の適切性それ自体は、財団において評価基準とはされていないが、評価報告書において、採用基準や採用手続について言及する場合も少なくない。前述の個別教員の適格性判断の基準の問題と相まって、法科大学院毎の採用基準や手続をどのように位置づけるかも、今後の課題となるものと思われる。

【その他の教育体制】

以上のほかに、教員体制として、実務家教員の割合（3-1-3）、教授の比率（3-1-4）、教員の年齢構成（3-1-5）、教員のジェンダー構成（3-1-6）を評価し、教員支援体制として、担当する授業時間数が適正であるかを評価する（3-2-1）。

これらの項目で不適合ないしD評価とされた法科大学院はなく、また各項目で大きな問題はなかったが、ダブルカウント廃止の影響等で、今後は、これらの評価基準で問題とされる法科大学院が顕れることも考えられよう。

【教員支援体制（教育支援体制）】

3-2-2は、教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されているかを評価する基準である。授業準備のための人的設備の有無や充実度合い、施設・設備面での支援体制などを評価する。

法科大学院の人的設備については、3-2-3の研究支援体制でも評価する。教育支援と研究支援では、支援の目的は異なるものの、

職員等人的資源の充実を評価する点では同じであり、実際の評価の上でも重なる部分は多い。

また、司書などの図書情報源についての職員の関与は、8-1-2でも評価される。第8分野は学習環境を評価する項目であるが、学習環境としての施設・設備の評価と、教員の教育支援としての施設・設備の評価は、同一事象について二つの側面から評価しているとも考えられ、今後は3-2-3及び、第8分野との整理統合も視野に入れた検討が必要と思われる。

また同様に、施設・設備面についても、3-2-3並びに8-1-1及び8-1-2でも評価されており、人的・物的設備の両面において、評価基準の整理統合が検討課題となるものと考えられる。

なお、人的支援体制の一環として、いわゆるTA・AA等の採用・活用を挙げる法科大学院が多いが、TAやAA等の実態や名称は法科大学院毎に様々であり、今後はTA・AA等の定義について、検討する必要があると思われる。

【教員支援体制（研究支援体制）】

3-2-3は、教員の研究活動を支援するための制度・設備に配慮がなされていることを評価する。前述のとおり、人的支援体制及び施設・設備面での体制は、一部、3-2-2及び第8分野と実質的に重なり合う部分もあり、評価基準の整理統合を検討することが課題となると思われる。

4 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

（1）第4分野に関する評価の状況

第4分野は、FD（ファカルティ・デベロップメント）活動を評価する分野である。4-1-1でFD活動を評価し（多段階評価）、4-1-2で学生評価を評価する。

これまでの認証評価において、4-1-1

はB評価が最も多く(28校中17校)、残り
はC評価であり(11校)、A評価がなされた
ことはない。

学生評価(4-1-2)については、評価
としてはB評価が最も多くなっている(28
校中19校)。A評価は1校のみ、C評価は8
校である。

(2) 個別項目に顕れた評価上の課題

【組織的取り組み】

4-1-1で最も重要なことは、FD活動
によって得られた知見・情報が、具体的な形
で教育内容・方法の改善策に反映され結実し
ていることであるが、法科大学院の現状は、
FD委員会や打ち合わせ会を実施することに
忙殺され、さらに進んで、FD活動により得
られた知見・情報を具体的に授業等に反映さ
せるところまでは実現できていないことが多
い。教員の意識についても、まだまだ個々の
教員毎に温度差があり、決して全体として問
題意識を共有するところまでは至らない傾向
にある。

しかし、FD活動は、活動そのものを自己
目的とするものではなく、活動によって具体
的な教育内容・方法の改善がなされ、もって法
曹養成教育の質が確保・向上されることが目
的とされるのであるから、活動の結果がいか
に具体的に結実しているかを、適切に評価で
きる評価基準・評価手法を確立することが求
められる。教育内容への具体的な反映につい
て個々の的に調査することは困難な部分がある
が、少なくとも、全体として見たときに、当
該法科大学院が、FD活動によって導き出し
た結論、方針に従って一貫した方針のもとに
動いているか否か、道筋をつけることができ
ているか否かを調査することは可能と思われ、
今後は、フィードバックの有無及びその質を
どのように評価すべきか、その評価基準の在
り方及び評価の手法につき検討を進めること
が課題である。

【学生評価】

4-1-2は、率直な学生意見を収集し活
用することができるかが評価の対象であ
り、具体的には、学生アンケートや学生懇談
会の実施、意見箱の設置などを評価の材料と
する。アンケート項目の適切性、回収率につ
いては、ほとんどすべての法科大学院におい
て問題がない。しかし、結果分析や授業改善
への活用、学生への公表・回答などでは不十
分なところも見られ、また、一つの課題とし
て、アンケートの方式に一部記名式を取り入
れた方式が採用されているところに対する評
価の問題がある。

記名式を用いる理由は、自由記述欄に教員
を誹謗中傷する意見が書かれることを抑止す
ることを目的としている場合や、将来の法曹
たる者は自己の意見を述べる際には責任を持
つべきであるという教育上の目的から採用し
ている場合がある。当該法科大学院のポリシ
ーによるため、どのように評価すべきか難し
いところであるが、これまでの傾向としては、
記名式であるために直ちにC評価というので
はなく、当該アンケートが実施される具体的
状況(学生における信頼感・安心感の有無)
を調査し、「率直な」学生評価を求めるとい
う趣旨に立ち返ったときに問題があると判断
された場合にC評価とされている。

現状の4-1-2の評価基準では、アンケ
ート方式については、明確に匿名方式を要求
しておらず、解説において「率直な評価」を
把握することを求めているのみであることか
ら、法科大学院からは、記名式が問題となる
のであればその旨評価基準に明記すべきであ
るとの指摘もあった。匿名方式の自由記述欄
には教員への誹謗中傷が書かれることが多く
見られるのも事実であり、記名式アンケート
をどのように評価すべきか、評価基準として
匿名方式を明確に要求すべきであるのか、検
討を要する課題である。

5 第5分野 カリキュラム

(1) 第5分野に関する評価の状況

第5分野は、法科大学院のカリキュラムに関わる取り組みを評価する分野である。

既に認証評価を実施した法科大学院で、4校（愛知大学、京都産業大学、東海大学、成蹊大学）の不適合の原因となっており、最も多く不適合の理由となった分野である。また、適合の認定を受けながらも、制度の不安定さなどを理由に再評価要請の付された校数も5校（大東文化大学、東洋大学、姫路獨協大学、岡山大学、北海学園）あり、第9分野と並んで最も多い。

カリキュラムに関しては、前年度に企画したカリキュラムを翌年度以降に入学する学生の在学中を通じて適用するため、評価基準等に抵触する事態を把握しても、直ちに修正することが困難であるという背景があると思われる。

また、設置認可時に提出資料のみで抽象的に審査され、何ら指摘を受けずにいたものが、実際に運営されている具体的な状態を見ると評価基準に抵触する状態となっているケース、学生等からの要望に応えようと修正したカリキュラムが、評価基準に抵触する状態を生じているケースが、特に多く見られた。

以下では、個別の評価基準について、第1巡目の認証評価において問題点として認識された事項に絞って、報告したい。

(2) 個別項目に顕れた評価上の課題

【5-1-1 科目設定・バランス】

本評価基準は、法科大学院の教育が司法試験などの外的な要因で偏らないよう、数値基準として、法律実務基礎科目6単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、法律基本科目を除いた科目で33単位以上の履修を要求している。ただし、法科大学院のカリキュラムがこれらの数値基準を満たすように「工夫されていること」を要求するもので、若干の学生について履修が不足しているケースでは改

善の見通しの立っていることを条件に、直ちにD評価（本評価基準のD評価認定は、評価全体の結果を不適格とする効果を持つ。）としない柔軟な対応も取られている。

当初、大多数の法科大学院では、学生の必修・選択必修科目の最低単位取得数を修了要件とすることが予想されていたため、前記の数値基準を下回るケースは例外的な事象と思われていた。

しかし、実際には、修了要件として一部の科目に数値を定めるに止まるケースや、評価基準に適合するように定めているものの展開・先端科目等として開設した科目が法律基本科目の実質を有すると認定されるなどしたため、D評価とされるケースが多く見られた。

上記の通り、本評価基準は、科目の実質的な内容を調査・確認して法科大学院の予定した科目群とは異なる科目群に分類しなおすケースが生じているため、各科目群への分類基準をより一層明確にすることが課題として挙げられる。

【5-1-2 科目の体系性・適切性】

本評価基準は、科目相互間の体系性（科目間の役割分担や連続性・関連性などが上手く機能しているか）や科目で扱う内容の適切性を評価する。

本評価基準では、前記5-1-1で科目バランスが問題とされる場合に、同一の事象について本評価基準でもD評価の根拠とされるケースが多く見られ、両評価基準の評価の関係について明示が必要という意見がある。

愛知大学のケースでは、司法試験対策を主眼とする科目と認定されたものが、法科大学院の授業として適切性を欠いているという本評価基準の評価対象となり、他方で（適切性を前提とした）法律基本科目以外で33単位以上とする履修単位数の数値基準を下回ることとなったため、5-1-1の評価基準でもD評価の根拠事実とされた。

他方、成蹊大学のケースでは、展開・先端

科目として開設された演習の一部が実質的に法律基本科目であるという認定となり、展開・先端科目群に配置された科目としては適切性を欠いているという本評価基準のD評価の根拠事実となり、他方5-1-1の評価基準では、展開・先端科目群として開設していた科目の一部が法律基本科目と認定されたために、法律基本科目以外での履修単位数の不足を生じ、D評価とされている。

上記2校の事例では、いずれも科目の適切性の問題として取り上げられた事項が5-1-1の科目バランスの問題に発展することとなったため、同一の事象が二つの評価基準において問題となったものである。評価基準改定に当たっては、両評価基準における評価の関係について明確化していくことが必要である。

なお、愛知大学のケースでは、大学側から評価機関に対して異議申立てがなされ、異議審査の結果、司法試験対策を主眼とした科目であるとの評価報告書の認定については判断を回避し、少なくとも答案練習の回数が多すぎる点を認定して、D評価の結果を維持している。この点でも、今後の評価で答案練習の方式を採る科目が存在した場合に、いかなる評価となるのか、あらかじめ整理しておくことが必要であり、課題として挙げられる。

【5-1-3 法曹倫理】

本評価基準は、法科大学院のカリキュラムに法曹倫理を必修科目として開設することを求める基準である。

既にほとんどの法科大学院で法曹倫理を必修科目として開設しているため、本評価基準はその役割を十分に果たしたと言える。

今後は、本評価基準ないし他の評価基準において、法曹倫理教育の内容の充実を求める評価を行うことができるように改定することが必要である。

【5-2-1 履修選択指導等】

本評価基準は、学生が履修科目の選択を適

切に行うことができるようにするための取り組みがなされていることを評価する基準である。

本評価基準については、A評価が3校、B評価が18校、C評価が7校となっており、D評価となった法科大学院はない。評価結果に差が見られることから、この評価基準の運用実績についての検証と今後の運用方針の検討は必要と考えられるが、評価基準自体を見直す必要性は低い。

【5-2-2 履修登録の上限】

本評価基準は、学生の自学自修の時間を確保するために法科大学院における履修登録単位の年間の上限を定めた数値基準である。

これまでの評価では、正規科目以外の履修（修了単位に含まれない科目や正規の科目以外で実施されていた授業の受講など）による実質的な基準超過事例で不適合の認定がなされている。

不適合と認定されたケースの多くは、法科大学院における正規科目以外で実質的に法律基本科目と言える授業が展開されていたというもので、その実態把握には評価する側の負担が大きいこと、特に法科大学院とは切り離れた自主組織等で司法試験対策を実施しているケースでは、調査の困難性と法科大学院の活動との境界線が不明確なことなど問題があり、どういう場合に評価の対象とするのか、明確化していくことが今後の課題と思われる。

また、中教審報告において、法学未修者教育の充実の見地から、1年次における法律基本科目の履修単位数を増加させることが許容されることとなり、1年次の履修登録単位の上限について、法科大学院の自学自修の理念と調和させながら一定の対応をとることが必要とされている。

(3) 今後の見通し

設置基準や財団の評価基準に関する理解は、評価が一巡したことで相当に浸透してきており、当分野についても今後の評価では、不適

合判定は大幅に減少するものと予想される。

6 第6分野 授業

(1) 第6分野に関する評価の状況

第6分野は、主として授業について評価する分野である。

これまでの認証評価では、1校につき再評価要請が付されたのみで(琉球大学)、基本的には法科大学院に必要とされる水準は満たしていると評価されている。ただ、他方で、Aと評価された法科大学院は1校(早稲田大学)のみで、B、Cと評価された法科大学院が圧倒的に多かった(B16校、C11校)。授業については、いまだ確立したものがなく、各法科大学院の創意工夫で行っているのが現状である。

(2) 個別項目に顕れた評価上の課題

【6-1-1 授業(1)(授業計画・準備)】

本評価基準では、授業の計画・準備の適切性を評価する。ただ、6-1-2との関係で、例えば予習指示などどちらの評価基準の守備範囲か判断しづらい項目もあることから、今後の評価基準の改定等において、より具体的に峻別できるよう工夫するか、枠組みを変更するか、評価基準の守備範囲を明確にする必要がある。また、それに関連して、授業の計画・準備・実施の各段階での評価対象(シラバス、教材、レジュメなどハード面と予習指示の方法や授業の運営方法、フォローアップなどのソフト面)について整理をし、計画・準備段階から実施段階まで、評価項目がずれないように、明確化する必要があることから、評価基準の改定において、授業を一体として評価することが検討されている。

【6-1-2 授業(2)(授業の実施)】

本評価基準では、授業の実施方法を評価する。授業の実施方法については、授業の中で双方向・多方向の議論等の工夫を求めてきたが、特に法学未修者の教育方法について、双方向・多方向型の授業方法を基本としつつ、

講義形式の授業方法を適切に組み合わせるといった工夫を求める意見もあり、授業の実施方法の在り方について議論する必要がある。

また、授業の実施について、財団の評価方法をできるだけ客観化していくことも課題であろう。

【6-2-1 理論と実務の架橋(1)〈理論と実務の架橋〉】

本評価基準は、いわゆる理論と実務の架橋を評価の対象としているが、理論と実務の架橋に関する考え方や取り組みについては、年を追う毎に充実してきている現状にある。他方で、「理論と実務の架橋」がどのようなことを指すのか、必ずしも明確になっていない面もある。したがって、今後、評価手法等の見直しの中で、「理論と実務の架橋」の意義について、再検討する余地がある。

【6-2-2 理論と実務の架橋(2)〈臨床教育〉】

本評価基準は、臨床科目の開設状況、実施状況を評価の対象としているが、臨床科目は、開設科目数、履修人数、各科目の単位数といった形式的に把握される点と、科目の内容や実施方法など実質的な評価をする点に分かれる。今後の評価に当たっては、数値により把握される点はできるだけ客観的に情報を把握するとともに、科目の内容や実施方法については、より実質的に評価できるよう評価方法を検討することも必要かと思われる。

7 第7分野

(1) 第7分野に関する評価の状況

第7分野は、法曹に必要な資質・能力の養成を評価する分野であり、評価基準は7-1-1(多段階評価)一つである。

既に認証評価を実施した法科大学院で、不適合となったものはない。ただし、1校について、再評価要請相当とされた(当該法科大学院は、他の評価基準を満たさず全体が不適合とされているため、全体が適合の場合に付

される再評価要請は付されていないが、仮に全体が適合とされる場合には、再評価要請が付されるという趣旨である)。

なお、全体としては、上記の1校を含め、A評価1校、B評価11校、C評価16校となっている。

(2) 評価上の課題

【7-1-1 法曹に必要な資質・能力の養成】

本評価基準では、「法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。」を評価する。

他の評価基準で評価されている事実について、「法曹養成」という観点から、もう一度評価をするというものである。専門職大学院として、法曹養成という明確な目的を有する法科大学院においては、単に個々の評価基準をクリアしているか否かの評価では不十分であり、法曹養成という観点から、全体を評価すべきといった考え方に基づいて定められている。いわば、その法科大学院の実態に即した評価をしたいという意図に基づくもので、総合評価的な評価基準である。財団の認証評価で最も特徴的な評価基準と言える。

また、法曹に必要なマインドとスキルについては、財団で「2つのマインド、7つのスキル」という仮説を示している。ただし、各法科大学院にこれを採用することを求めているのではなく、あくまでも各法科大学院で自ら法曹に必要なマインドとスキルを検討することを求めている。

【問題となった事象と今後の課題】

他の(多くの)評価基準は満たしていても、全体として、法曹養成という目的に沿った教育等が十分に機能していない事例があった。このような事例を具体的にどう評価していくかは、客観性、公平性を担保する必要性と、形式評価ではなく、実態に切り込んでいこうという本評価基準との緊張関係があり、特に

本評価基準でD評価をすべきかどうかという場面で、難しい判断を迫られることになる。

ほかには、法科大学院の教員が、法科大学院の外部に設置されたものではあるが、主に司法試験を念頭に置いていると思われる課外教育に深く関与していて、その労力が割かれていることをマイナス評価した事例などがある。法科大学院教育と司法試験との関係については、抽象論はともかく、具体的な教育やその評価の場面では、悩ましい問題を提起する。認証評価においてどのように対応していくかは、重要な課題である。

8 第8分野 学習環境

(1) 第8分野に関する評価の状況

第8分野は、法科大学院の学習環境の整備に関わる取り組みを評価する分野であり、これまで不適合の理由となる評価はされていない。

第8分野では、法科大学院の教育自体を直接評価するというよりは、その周縁的・環境整備的な面を評価しているため、法科大学院の教育や理念が十分機能しなくなるほどの学習環境の悪化という状況は、例外的なケースといえ、全体を不適合とする評価にまでは至らなかったと思われる。

以下では、個別の評価基準について、第1巡目の認証評価において問題点として認識された事項に絞って、報告したい。

(2) 個別項目に顕れた評価上の課題

【評価基準の数値化と実質的な評価項目の明確化】

まず、第8分野全体にわたる課題として、定量的な評価に適する評価基準が比較的多いため、評価手続の効率的な運用を目指す観点から、チェック項目や数量化可能な事項を確立していくことが課題と思われる。

例えば、8-1-2 図書・情報源の整備に関しては、図書・雑誌数・データベースの種類の数値的な比較と、司書などの職員の配置

とその関与形態などの質的な評価との組み合わせにより、図書情報源の利用環境に関する効率的でかつ実質的な状況を踏まえた評価が可能となると思われる。

【評価基準の整理統合】

次に、現在の評価基準では、一方で学習環境の整備全般を評価対象としている基準（8-2-1）を設定しており、その中ではセクハラ・パワハラ等に対する相談窓口の整備や障がい者対策、経済的支援策としての奨学金制度の整備などが扱われている。他方で学生へのアドバイス（8-2-2）、カウンセリング体制（8-2-3）などについては、独立した評価基準を設定して同じく学習環境の整備を評価している。これらの評価基準については、複数の評価基準があることで報告書の分量が増加し評価の効率を落としているという意見と、8-2-1の評価基準で扱う項目の中にも、当初想定されていなかった、法科大学院教育に深刻な影響を与えかねない事項を含んでいるため、独立の評価基準として編成すべきという意見とがある。

これらの評価基準の再編成は、評価の効率化と実質化のいずれの観点からも課題と思われる。

【学生数減少の場合の最低基準の設定の可否】

以上のほかに、第8分野では、8-3で学生数を評価する評価基準が三つ設定されている。これらの評価基準は、入学定員などとの関係で学生数が多くなりすぎると、法科大学院教育の理念に反する状態となりかねないために、数値を超過した場合の弊害を想定して設定されたものである。

実際には、超過事例だけでなく、学生数が過小である場合が見られ、この場合、学生間で議論等を重ねるといった法科大学院における自学自修の一環とも言える学習環境自体が損なわれるのではないかという意見がある。

このため、今後は、学生数の下限などの設定をするか、現在の評価基準の解釈で、現象

事例を取り上げることを明確にするかなどが、検討課題となっている。

（3）今後の見通し

第8分野では、評価基準の整理統合などの余地はあるものの、内容について実質的な変更を求められるものは少ない。

第2巡目の認証評価では、評価の目安の明確化や評価基準の整理統合により、法科大学院側、評価機関側双方の作業を軽減することも期待されている。

9 第9分野 成績評価・修了認定

（1）第9分野に関する評価の状況

第9分野は、成績評価・修了認定を評価する基準である。これまでの認証評価において、2校（山梨学院大学、京都産業大学）が不適合となっており、また、適合の認定を受けながらも、成績評価基準の改善の必要性の高さなどから再評価とされた法科大学院が5校（久留米大学、東洋大学、東海大学、姫路獨協大学、琉球大学）あり、第5分野と並んで、最も多く再評価要請の付された評価基準である。

（2）個別項目に顕れた評価上の課題

【9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示】

本評価基準では、適切な成績評価基準が設定され事前に学生に開示されていることを評価する。本評価基準においては、不適合とされた法科大学院に限らず、多くの法科大学院で、何らかの改善の必要性があると指摘されている。

本評価基準で厳格性・適切性に問題があるとされた事例としては、①合否判定を絶対評価としていない（ないしは、あらかじめ不合格者の割合を明示している）、②出席点（出席のみの点）を考慮している、③成績評価考慮要素（レポート、定期試験等）について、統一的な基準が定められていない、④平常点の評価方法が明確ではない、⑤平常点を評価

せず、定期試験のみで成績評価を行っている、⑥再試験の実施要領や成績評価基準が定められていない、などが挙げられる。

本評価基準は多段階評価であり、上記のような問題があれば即、D評価となる訳ではなく、問題となる事項の重大性と、問題のある科目の多さから判定することになっているが、問題点毎の重大性のウエート付けや、科目の多さと評価との関連性は必ずしも明確ではなかった。

今後の評価においては、上記に挙げた問題点の評価手法を明確にしていくとともに、それぞれの問題点のウエート付け等、多段階評価への反映の仕方などを具体化していくことが求められると思われる。

【9-1-2 成績評価の厳格な実施】

本評価基準では、成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていることを評価する。現地調査の際には、定期試験の答案及びその他小テスト、レポートなど、定期試験以外の成績評価根拠の項目別配点表などを閲覧し、厳格な成績評価の実施がされているかを検討する。

本評価基準は2-1-2と同じく、基準の適切性・明確性の問題との切り分けが難しいという問題点がある。実際、本評価基準で不適合となった2校の内、1校（京都産業大学）では9-1-1も不適合となっており、厳格な成績評価がなされていないのは、成績評価基準の設定自体が不明確であったことに起因するものと考えられる旨の指摘がある。

これまでの評価でしばしば問題とされる現象として、再試験の取扱いがある。9-1-1とも関連するが、再試験は、運用の仕方によっては、厳格な成績評価という理念を骨抜きにしてしまうおそれもある。この点、再試験について定期試験と同一の問題を出題している点が問題となった例がある。

もう一点、本評価基準における問題点として、定期試験の答案や採点表が適切に管理さ

れておらず、これらが確認できない場合にどのように評価するかという問題がある。

成績評価の根拠資料がきちんと管理・保管されていることは厳格な成績評価の実施の大前提ではあるが、これらが保管されていないことから、直ちに厳格な成績評価が実施されていないと結論づけるのは困難といえよう。このような場合にいかなる評価を行うのか（「評価不能」とするのかも含めて）、検討する必要があると思われる。

【9-1-3 成績評価に対する異議申立手続】

本評価基準では、成績評価に対する学生からの異議申立手続があり、適切に実施されていることを評価する。多くの法科大学院において、異議申立手続は制度化され、学生にも周知されているが、慣行としては存在するものの、制度として明確に定められていない法科大学院も一部存在した。

また、制度化はされているが、成績発表や答案の返却の時期が遅かったり不統一であったりして、異議申立制度の実効性に問題があるとされる法科大学院も存在した。

本評価基準については、後述する9-2-3（修了認定に対する異議申立手続）と、その評価手法や評価の視点が似ていることから、評価の効率化の観点より、上記評価基準と統合すべきとの意見もあり、今後の検討課題となるものと思われる。

【9-2-1 修了認定基準の設定・開示】

本評価基準では、修了認定基準や、認定の体制及び手続が適切に設定され、修了認定基準が適切に開示されていることを評価する。また、修了認定のみならず、進級制度や退学勧告制度を設けている場合にも、本評価基準の評価対象に含めて評価する。

多くの法科大学院が、独自の修了要件を課さず、修了に必要な単位数を取得していれば、機械的に修了要件を満たすという方式によって修了認定を行っており（以下「単位積み上

げ方式」という。), その場合, 修了認定基準等が問題になることはほとんどないため, 本評価基準で問題となることは多くない。

もっとも, 厳格な修了認定という見地からは, GPAや修了試験の導入が望ましいという声もあり, 中教審報告においても, GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用することが望まれるとの指摘がある。今後の評価基準の改定に当たっては, GPAなどの独自の修了要件を課していることを積極的に評価するかにつき, 検討する必要があると思われる。

この点, これまでの評価の中でも, GPAや修了試験等, 独自の修了要件を課している法科大学院も見られたが, 修了試験の基準が不明確である等の理由で, その評価は必ずしも高くない。独自の修了要件の評価については, その導入の在り方も含めて議論することが, 今後の評価基準の改定においては必要となると思われる。

【9-2-2 修了認定等の適切な実施】

本評価基準では, 修了認定が, 修了認定基準及び手続に従って, 適切に実施されていることを評価する。9-2-1同様, 本評価基準においても, 単位積み上げ方式で修了認定を行っている場合には, 必要な単位数を取得しているかという, 客観的な判定のみとなるため, 問題となる場面はほとんどない(この点はGPAの数値による修了認定の場合も同様と言える)。また, 独自に修了要件を課している法科大学院で, その基準ないし手続等が問題となったところであっても, 実施のレベルにおいては, 概ね問題なく行われているものと評価できた。

これまで, 9-2-1や9-2-2が問題となることは比較的少なかったが, 今後, 独自の修了要件を課す法科大学院が増加する場合, 本評価基準においても, 9-1-2と同様の問題が生じる可能性はある。

【9-2-3 修了認定に対する異議申立

手続】

本評価基準では, 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定され, 適切に実施されていることを評価する。既に述べたところと同様, 単位積み上げ方式を採用する法科大学院においては, 修了認定が客観的数値によってなされるため, 修了要件の具備に関する疑義が生じることは少ないといえよう(GPAによって修了認定を課す場合も同様である)。もっとも, 単位数の集計や事務処理上の過誤, あるいはカリキュラムの改定に伴う, 科目の読み方の適切性に関する異議申立ての可能性等があり, 独自の異議申立手続を規定する必要性がないわけではない。

これまでの評価においては, 上記の理由から, 成績評価に対する異議申立手続とは別に, 修了認定に限定した異議申立手続を設定していない法科大学院も複数校見られ, 問題となったが, 修了認定に過誤があった場合に修正の機会が確保されるなど, 最低限の枠組みは整備されていると評価できたため, いずれもC評価を付すに留めた。

(3) 最後に

成績評価・修了認定は, 法科大学院が, 法曹養成に特化した専門職大学院としてふさわしい教育を施しているかという点のチェック機能を果たす部分であり, 法科大学院自身にとっても, 従前の教育内容を振り返り, 教育の改善・向上を図る上で重要な意味を持つものと思われる。

昨今において, 「法曹の質」ないしは「法科大学院教育の質」の問題が社会においても取り沙汰され, また, 中教審報告においても, 厳格な成績評価・修了認定の徹底を促すのみならず, 評価機関に対し, 法曹の質の保証の観点から, 厳格な成績評価・修了認定の状況を重点評価項目の一つとする必要があるとの指摘があり, 今後, 成績評価や修了認定の問題は, 一層重要となるものと考えられる。

VI おわりに

以上のほかにも、認証評価について本来であれば触れなければならない点がいろいろある。

しかし、この第1巡目の認証評価について必要十分な総括を行うにはまだまだ多くの時間が必要であり、本稿において触れるには限界がある。

追って、機会を得た際、すべてにわたって遺漏のない総括を公表したい。

以上